

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 総務・市民協働部
 総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

告 示

- 告示第16号 宇治市障害者自立更生者等市長表彰要綱
 (障害福祉課) ... 2

選 挙 管 理 委 員 会

- 規程第1号 宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程 3

監 査 委 員

- 公表第1号 定期監査の結果の報告 3
- 公表第2号 定期監査の結果の報告 4

公 営 企 業

- 公告第7号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定 4
- 公告第8号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定の取消し 4
- 公告第9号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定事項の変更
 4

告示

宇治市告示第16号

宇治市障害者自立更生者等市長表彰要綱を、次のように定める。
令和5年2月15日

宇治市長 松村 淳子

宇治市障害者自立更生者等市長表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自ら進んで障害を克服し、自立に努めている障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）及び障害者の更生援護に尽くし、その功績が特に顕著であると認められるものを表彰することにより、障害者福祉の増進に資することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、その業績が他のものの模範となると認められるものを対象とする。

(1) 自立更生者 市内に居住する障害者であって、その障害を克服し、自立更生をしていると認められるもの

(2) 援護功勞者 次の各号のいずれかに該当するもの

ア 市内において障害者の更生援護に尽くし、その功績が特に顕著であると認められる者で、次のいずれかに該当しているもの

① 障害者団体の役員等に就いていた期間が概ね10年以上の者

② ボランティア活動に従事していた期間が概ね10年以上の者

イ 市内において障害者の更生援護に係る活動を行っていた期間が概ね10年以上の団体

(被表彰候補者の推薦)

第3条 被表彰候補者の推薦は、前条の規定に該当するものがあるときに次の各号に掲げる者が、推薦調書（別記様式第1号又は別記様式第2号）に必要事項を記入し、当該被表彰候補者の功績を判断するに足る資料の写しを添えて、市長に提出して行うものとする。

- (1) 市内において活動する障害者団体の長
- (2) 市内に所在する障害者福祉施設の長
- (3) 社会福祉法人宇治市社会福祉協議会の長
- (4) 宇治市民生児童委員協議会の長

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者は、前条の規定により推薦された被表彰候補者のうちから市長が決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、市長が表彰状を授与して行う。

2 表彰は、特別な場合を除くほか毎年市制施行記念式典において行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

推薦調書（自立更生者）

年 月 日

宇治市長宛て

推薦者 所在地

団体名
代表者名
電話番号

次の者を自立更生者の被表彰候補者として推薦します。

Table with columns for name, birth date, age, residence, occupation, disability status, family status, life history, and other reference items.

別記様式第2号（第3条関係）

推薦調書（援護功勞者）

年 月 日

宇治市長宛て

推薦者 所在地
団体名
代表者名
電話番号

次のものを援護功勞者の被表彰候補者として推薦します。

該当する（1）又は（2）のいずれかに記載してください。

(1) 被表彰候補者が個人の場合

Table for individual candidates with columns for name, birth date, age, residence, occupation, disability status, and life history.

(2) 被表彰候補者が団体の場合

Table for corporate candidates with columns for name, establishment date, location, business content, and other reference items.

(揭示済)

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会規程第1号

宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和5年2月15日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程

宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成6年宇治市選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「あて」を「宛て」に改め、「㊟」を削る。

別記様式第2号中「㊟」を削る。

別記様式第3号中「あて」を「宛て」に改め、「㊟」を削る。

別記様式第4号の（表）中「あて」を「宛て」に改め、「㊟」を削り、「、条例」を「、宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に改める。

別記様式第5号の（表）中「㊟」を削り、「、条例」を「、宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に改める。

別記様式第6号の（表）中「あて」を「宛て」に改め、「㊟」を削り、「、条例」を「、宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に改める。

別記様式第10号その1からその3までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第11号の（表）中「㊟」を削り、同様式の（裏）の備考第4項第2号中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

別記様式第12号の（表）中「㊟」を削る。

別記様式第13号中「あて」を「宛て」に改め、「㊟」を削り、「条例」を「宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に改める。

別記様式第14号中「㊟」を削り、「条例」を「宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に改め、同様式の別紙の備考第1項中「、7円51銭」を「、7円73銭」に改める。

別記様式第15号中「あて」を「宛て」に改め、「㊟」を削り、「条例」を「宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に改める。

附 則

（施行期口）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される宇治市議会議員及び宇治市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された宇治市議会議員及び宇治市長の選挙については、なお従前の例による。

（揭示済）

監 査 委 員

宇治市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監

査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和5年2月17日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

松峯 茂

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

総務・市民協働部、建設総括室、会計室及び選挙管理委員会事務局の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

市有地貸付料収入状況（管財課）

市有零細財産売払収入収入状況（管財課）

委託料支出状況（総務課、管財課、選挙管理委員会事務局）

使用料及び賃借料支出状況（建設総括室）

備品購入費支出状況（選挙管理委員会事務局）

補助金支出状況（総務課）

貸付金支出状況（会計室）

備品管理状況（建設総括室、会計室）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令の通り行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、総務・市民協働部総務課及び管財課、建設総括室、会計室並びに選挙管理委員会事務局における事務事業のうち、主として令和4年4月1日から令和4年8月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和4年10月3日から31日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務局において予備調査を実施するとともに、令和4年11月30日に監査委員事務局において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、改善されたい。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、引き続き適正な事務の執行及び管理に努められたい。

記

1 総務課

(1) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

(2) 補助金支出状況について

適正に処理されていた。

2 管財課

(1) 市有地貸付料収入状況について

市有地貸付料について調定の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

(2) 市有零細財産売払収入収入状況について

適正に処理されていた。

(3) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

3 建設総括室

(1) 使用料及び賃借料支出状況について

適正に処理されていた。

(2) 備品管理状況について

適正に管理されていた。

4 会計室

- (1) 貸付金支出状況について
適正に処理されていた。
- (2) 備品管理状況について
適正に管理されていた。

5 選挙管理委員会事務局

- (1) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
- (2) 備品購入費支出状況について
適正に処理されていた。

(揭示済)

宇治市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和5年2月17日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

松峯 茂

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

総務・市民協働部及び議会事務局の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

- 個人市民税・軽自動車税減免状況（市民税課）
- 固定資産税（土地・家屋・償却資産）減免状況（資産税課）
- 所得証明等手数料収入状況（市民税課）
- 閲覧・評価証明等手数料収入状況（資産税課）
- 納税証明手数料収入状況（納税課）
- 督促手数料収入状況（納税課）
- 住民訴訟賠償金収入状況（契約課）
- 報償費支出状況（契約課）
- 委託料支出状況（契約課、市民税課、資産税課、議会事務局）
- 政務活動費支出状況（議会事務局）
- 市税過年度還付金支出状況（納税課）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着眼し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、総務・市民協働部契約課、市民税課、資産税課及び納税課並びに議会事務局における事務事業のうち、主として令和4年4月1日から令和4年9月30日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和4年11月1日から30日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務局において予備調査を実施するとともに、令和4年12月22日に監査委員事務局において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、下記のとおりおおむね適正であった。今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

記

1 契約課

- (1) 住民訴訟賠償金収入状況について
債権回収、債権整理に向け一定取り組まれているところであるが、引き続き鋭意債権回収、債権整理に取り組まれたい。

- (2) 報償費支出状況について
適正に処理されていた。
- (3) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。

2 市民税課

- (1) 個人市民税・軽自動車税減免状況について
適正に処理されていた。
- (2) 所得証明等手数料収入状況について
適正に処理されていた。
- (3) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。

3 資産税課

- (1) 固定資産税（土地・家屋・償却資産）減免状況について
適正に処理されていた。
- (2) 閲覧・評価証明等手数料収入状況について
適正に処理されていた。
- (3) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。

4 納税課

- (1) 納税証明手数料収入状況について
適正に処理されていた。
- (2) 督促手数料収入状況について
適正に処理されていた。
- (3) 市税過年度還付金支出状況について
適正に処理されていた。

5 議会事務局

- (1) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
- (2) 政務活動費支出状況について
適正に処理されていた。

(揭示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第7号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和5年2月13日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和5年3月3日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第511号 株式会社コネクトライフ

宇治市上下水道事業公告第8号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定の取消しについて

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の11の規定により、次に掲げる宇治市指定給水装置工事事業者の指定を取り消しましたので、公告します。

令和5年3月3日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第31号 亀山設備工業
指定番号 第473号 株式会社アズクリエイティブ

宇治市上下水道事業公告第9号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定事項の変更について

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、宇治市指定給水装置工事事業者から指定事項変更の届出がありま

したので公告します。

令和5年3月3日

宇治市長 松村 淳子

指定番号	変更前	変更後
第80号	叶機械設備工業	株式会社叶機械設備工業
第506号	大海設備	株式会社大海設備

